

(内閣府)

各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況

	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年5月	平成18年5月
婦人相談所	47	47	47	47	47
女性センター	12	13	14	16 (1)	18 (1)
福祉事務所	20	20	22	34	59
児童相談所	8	8	8	8	9
その他(支庁等)	0	15	15	15	19 (3)
合計	87	103	106	120 (1)	152 (4)

注：()内は市町村が設置した箇所数である。

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設一覧

(平成18年5月1日現在)

計152施設

電話番号については、相談専用の電話がある場合には相談電話番号を、ない場合は代表番号を載せています。施設によって相談受付時間等が異なりますので、各施設にお問い合わせください。

都道府県名	施設 の 名 称	相談電話
北 海 道	北海道立女性相談援助センター	011-666-9955
	北海道環境生活部生活局参事(男女平等参画)	011-221-6780
	北海道石狩支庁	011-232-4760
	北海道渡島支庁	0138-47-5789
	北海道檜山支庁	0139-52-5785
	北海道後志支庁	0136-22-5838
	北海道空知支庁	0126-25-5648
	北海道上川支庁	0166-46-5081
	北海道留萌支庁	0164-43-0011
	北海道宗谷支庁	0162-33-3399
	北海道網走支庁	0152-45-0500
	北海道胆振支庁	0143-22-5286
	北海道日高支庁	0146-22-2921
	北海道十勝支庁	0155-26-9029
	北海道釧路支庁	0154-41-1110
北海道根室支庁	0153-24-5756	
札 幌 市	札幌市男女共同参画課相談電話	011-211-3333
	札幌市配偶者暴力相談センター	011-728-1234
青 森 県	青森県女性相談所	017-781-2000 DVホットライン 0120-87-3081
	青森県男女共同参画センター	017-732-1022
	青森県東地方健康福祉こどもセンター	017-734-9951
	青森県中南地域県民局地域健康福祉部	0172-33-3211
	青森県三八地域県民局地域健康福祉部	0178-27-4435
	青森県西北地方健康福祉こどもセンター	0173-35-2156
	青森県上北地方健康福祉こどもセンター	0176-62-2145
	青森県下北地域県民局地域健康福祉部	0175-22-2296

都道府県名	施設の名称	相談電話
岩手県	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610 休日夜間 019-652-4152
	盛岡地方振興局保健福祉環境部	019-629-6568
	県南広域振興局保健福祉環境部	0197-22-2831
	県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部	0198-22-4921
	県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部	0197-65-2732
	県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部	0191-26-1415
	大船渡地方振興局保健福祉環境部	0192-27-9913
	釜石地方振興局保健福祉環境部	0193-25-2702
	宮古地方振興局保健福祉環境部	0193-64-2213
	久慈地方振興局保健福祉環境部	0194-53-4982
	二戸地方振興局保健福祉環境部	0195-23-9202
	男女共同参画センター	019-606-1762
宮城県	宮城県女性相談センター	022-256-5203
秋田県	秋田県女性相談所	018-835-9052
	秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部	0186-52-3951
	秋田県山本地域振興局福祉環境部	0185-52-5105
	秋田県秋田地域振興局福祉環境部	018-855-5171
	秋田県由利地域振興局福祉環境部	0184-22-5434
	秋田県仙北地域振興局福祉環境部	0187-63-5355
	秋田県平鹿地域振興局福祉環境部	0182-32-3294
	秋田県中央男女共同参画センター	018-836-7846
山形県	山形県婦人相談所	023-642-2340
福島県	福島県女性のための相談支援センター	024-522-1010
	福島県男女共生センター	0243-23-8320
	福島県県北保健福祉事務所	024-534-4118
	福島県県中保健福祉事務所	0248-75-7809
	福島県県南保健福祉事務所	0248-22-5647
	福島県会津保健福祉事務所	0242-29-5278
	福島県南会津保健福祉事務所	0241-63-0305
	福島県相双保健福祉事務所	0244-26-1134
茨城県	茨城県婦人相談所	029-221-4166
栃木県	栃木県婦人相談所	028-622-8644
	とちぎ男女共同参画センター	028-665-7714

都道府県名	施設の名称	相談電話
群馬県	群馬県女性相談センター (女性相談支援室、女性相談所)	027-231-4488
	群馬県女性相談所	
埼玉県	埼玉県婦人相談センター	048-600-6060
千葉県	千葉県女性サポートセンター	043-302-1015 043-245-1719
	習志野健康福祉センター	047-475-5966
	市川健康福祉センター	047-377-1199
	松戸健康福祉センター	047-361-6651
	柏健康福祉センター	04-7167-2411
	野田健康福祉センター	04-7124-6677
	印旛健康福祉センター	043-483-0711
	香取健康福祉センター	0478-52-9310
	海匝健康福祉センター	0479-22-3101
	山武健康福祉センター	0475-54-2388
	長生健康福祉センター	0475-22-5565
	夷隅健康福祉センター	0470-73-0801
	安房健康福祉センター	0470-22-6377
	君津健康福祉センター	0438-22-3411
	市原健康福祉センター	0436-21-3511
	千葉県総合企画部男女共同参画課	04-7140-8605
東京都	東京ウイメンズプラザ	03-5467-2455
	東京都女性相談センター	03-5261-3110
神奈川県	神奈川県立女性相談所	045-313-0745
	神奈川県立かながわ女性センター	0466-27-9799
新潟県	新潟県女性福祉相談所	025-381-1111 子ども女性電話相談 025-382-4152 DV・児童虐待相談フリーダイヤル 0120-26-2928
富山県	富山県女性相談センター	076-421-6252
石川県	石川県女性相談支援センター	076-221-8740(DVホットライン) 076-223-8655
福井県	福井県生活学習館	0776-41-7111～7112
	福井県総合福祉相談所	0776-24-6261
	福井健康福祉センター	0776-36-2857
	坂井健康福祉センター	0776-73-0622
	奥越健康福祉センター	0779-66-2076
	丹南健康福祉センター	0778-34-1790 0778-22-4135(武生福祉保健部)
	二州健康福祉センター	0770-22-3747
	若狭健康福祉センター	0770-52-1300

都道府県名	施設の名称	相談電話
山 梨 県	山梨県女性相談所	055-254-8635
	山梨県立男女共同参画推進センター「ぴゅあ総合」	055-237-7830
長 野 県	長野県女性相談センター	026-235-5710
	長野県男女共同参画センター	0266-22-8822
岐 阜 県	岐阜県女性相談センター	058-274-7377
	岐阜振興局	058-264-1111 内243
	西濃振興局	0584-73-1111 内237
	西濃振興局揖斐事務所	0585-23-1111 内241
	中濃振興局	0574-25-3111 内245
	東濃振興局	0572-23-1111 内271
	飛騨振興局	0577-33-1111 内273
静 岡 県	静岡県女性相談センター	054-286-9217
愛 知 県	愛知県女性相談センター	052-913-3300
三 重 県	三重県女性相談所	059-231-5600
滋 賀 県	滋賀県立男女共同参画センター	0748-37-8739
	滋賀県中央子ども家庭相談センター	077-564-7867
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター	0749-24-3741
京 都 府	京都府婦人相談所	075-441-7590
大 阪 府	大阪府女性相談センター	06-6725-8511
	大阪府立女性総合センター	06-6946-7890
	大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277
	大阪府池田子ども家庭センター	0727-51-3012
	大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049
	大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077
	大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065
	大阪府岸和田子ども家庭センター	0724-41-7794
兵 庫 県	兵庫県立女性家庭センター	078-732-7700
奈 良 県	奈良県中央こども家庭相談センター	0742-22-4083
和 歌 山 県	和歌山県女性相談所	073-445-0793
鳥 取 県	鳥取県婦人相談所	0857-27-8630
	鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-38-2250
	鳥取県中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3147
島 根 県	島根県女性相談センター	0852-25-8071(日～土 8:30～17:00) 0854-84-5661(月～金 8:30～17:00)

都道府県名	施設の名称	相談電話
岡山県	岡山県女性相談所	086-235-6060
	岡山県男女共同参画推進センター	086-235-3310
岡山市	岡山市男女共同参画相談支援センター	086-803-3366(相談ほっとライン)
広島県	広島県広島子ども家庭センター	082-254-0391(月～金 10時～17時) 082-254-0399(月～金 17時～20時、土・日・ 祝日 10時～17時) いずれも年末・年始(12月29日～翌年の1月3 日)を除く
	広島県福山子ども家庭センター	084-951-2372
	広島県備北子ども家庭センター	0824-63-5181(内線2313)
山口県	山口県男女共同参画相談センター	083-901-1122 DVホットライン 0120-238122(緊急用)
徳島県	徳島県女性支援センター	088-652-5503 088-623-8110
香川県	香川県子ども女性相談センター	087-835-3211
愛媛県	愛媛県婦人相談所	089-941-3490
	愛媛県女性総合センター	089-926-1644
高知県	高知県女性相談所	088-822-5520
福岡県	福岡県女性相談所	092-711-9874
北九州市	北九州市配偶者暴力相談支援センター	093-591-1126
佐賀県	佐賀県婦人相談所	0952-26-1212
	佐賀県立女性センター「アバンセ」	0952-26-0018
長崎県	長崎県婦人相談所	095-846-0560
熊本県	熊本県女性相談センター	096-381-4454 096-381-7110(DV専用)
大分県	大分県婦人相談所	097-544-3900
宮崎県	宮崎県女性相談所	0985-22-3858
鹿児島県	鹿児島県婦人相談所	099-222-1467
	鹿児島県男女共同参画センター	099-221-6630/6631
沖縄県	沖縄県女性相談所	098-854-1172 098-854-1173(夜間専用)
	沖縄県北部福祉保健所	0980-52-0051
	沖縄県宮古福祉保健所	0980-72-3132
	沖縄県八重山福祉保健所	0980-82-2330

配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について

【平成14年～17年度分】

1. 相談件数

(1) 相談の種類別件数

	総件数		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	(構成割合)					
来所	53,349	29.5%	11,035	12,758	14,692	14,864
電話	123,981	68.6%	23,950	29,820	33,736	36,475
その他	3,312	1.8%	958	647	901	806
合計	180,642	100.0%	35,943	43,225	49,329	52,145

(2) 性別相談件数

	総件数		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	(構成割合)					
女性	179,728	99.5%	35,797	43,054	49,107	51,770
男性	914	0.5%	146	171	222	375
合計	180,642	100.0%	35,943	43,225	49,329	52,145

(3) 加害者との関係別相談件数

	総件数		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
	(構成割合)						
配偶者	婚姻届出あり	153,120	84.8%	29,992	36,970	41,740	44,418
	婚姻届出なし	12,216	6.8%	2,541	2,837	3,319	3,519
	婚姻届出不明	5,487	3.0%	1,838	1,314	1,456	879
離婚済	9,819	5.4%	1,572	2,104	2,814	3,329	
合計	180,642	100.0%	35,943	43,225	49,329	52,145	

(4) 施設の種類の別相談件数

	総件数		平成14年度 ¹	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	(構成割合)					
婦人相談所	107,188	69.8%	6,567	31,272	34,821	34,528
女性センター	34,402	22.4%	1,887	9,366	10,264	12,885
福祉事務所	7,580	4.9%	271	1,387	2,868	3,054
児童相談所	3,697	2.4%	204	1,040	1,209	1,244
その他(支庁等)	801	0.5%	40	160	167	434
合計	153,668	100.0%	8,969	43,225	49,329	52,145

1 平成14年度は、平成15年1月から3月までの件数。

2 施設数は、平成17年11月15日現在 124か所

(5) 都道府県別相談件数

	総件数				
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
北海道	4,046	791	975	929	1,351
青森	4,152	436	917	1,485	1,314
岩手	1,365	270	337	394	364
宮城	1,405	236	365	451	353
秋田	2,421	438	612	666	705
山形	1,197	172	235	408	382
福島	3,899	838	780	1,195	1,086
茨城	1,891	502	389	443	557
栃木	2,794	454	434	893	1,013
群馬	4,638	293	1,187	1,513	1,645
埼玉	10,339	2,119	2,572	2,924	2,724
千葉	11,217	2,187	2,336	3,102	3,592
東京	28,750	6,020	7,439	7,597	7,694
神奈川	10,874	2,047	2,857	2,917	3,053
新潟	1,327	225	415	345	342
富山	2,420	542	557	822	499
石川	2,772	675	697	715	685
福井	643	138	172	182	151
山梨	727	185	171	222	149
長野	4,377	792	965	1,233	1,387
岐阜	1,246	317	331	299	299
静岡	2,088	377	468	611	632
愛知	5,485	1,424	1,438	1,381	1,242
三重	3,615	721	986	1,049	859
滋賀	3,962	772	1,012	1,046	1,132
京都	3,827	809	840	1,025	1,153
大阪	15,886	3,417	4,173	4,084	4,212
兵庫	3,843	850	1,050	805	1,138
奈良	1,970	429	452	512	577
和歌山	2,206	464	474	593	675
鳥取	1,152	215	224	341	372
島根	1,814	350	476	482	506
岡山	5,432	939	945	1,345	2,203
広島	2,772	643	598	766	765
山口	1,552	400	461	343	348
徳島	2,129	289	477	717	646
香川	1,490	286	379	373	452
愛媛	1,385	220	276	396	493
高知	877	179	201	265	232
福岡	2,611	590	684	628	709
佐賀	3,116	295	376	1,143	1,302
長崎	1,858	387	456	495	520
熊本	1,771	519	472	428	352
大分	1,108	258	219	285	346
宮崎	1,459	337	267	308	547
鹿児島	1,890	479	400	451	560
沖縄	2,844	617	678	722	827
全国	180,642	35,943	43,225	49,329	52,145

2. 第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総件数	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	4,285	740	896	1,223

3. 第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総件数	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	29	11	6	11

4. 第6条による通報を受けた件数

総件数	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	10,604	2,295	2,579	3,022

日本語が十分に話せない又は障害者である被害者からの相談件数等の結果について

【平成16年(1)～17年度分】

1 平成16年度は平成16年9月～平成17年3月までの件数

1 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数(件)

(1)相談の種類別件数

	総件数		平成16年度 (16年9月～17年 3月)	平成17年度
		(構成割合)		
来 所	864	51.2%	296	568
電 話	680	40.3%	300	380
その他	143	8.5%	66	77
合 計	1,687	100.0%	662	1,025

(2)外国語の種類別件数

	総件数		平成16年度 (16年9月～17年 3月)	平成17年度
		(構成割合)		
英 語	89	5.3%	46	43
スペイン語	47	2.8%	24	23
タイ語	74	4.4%	38	36
タガログ語	802	47.5%	322	480
韓国語	110	6.5%	20	90
中国語	367	21.8%	152	215
ロシア語	24	1.4%	0	24
ポルトガル語	70	4.1%	16	54
その他 ²	104	6.2%	44	60
合 計	1,687	100.0%	662	1,025

2 「その他」には、不明を含む。

2 障害者である被害者からの相談件数(件)

(1)相談の種類別件数

	総件数		平成16年度	平成17年度
		(構成割合)	(16年9月～17年3月)	
来 所	1,313	30.4%	495	818
電 話	2,782	64.4%	1,205	1,577
その他	223	5.2%	147	76
合 計	4,318	100.0%	1,847	2,471

(2)障害の種類別件数

	総件数		平成16年度	平成17年度	
		(構成割合)	(16年9月～17年3月)		
知的・精神障害	3,655	84.6%	1,586	2,069	
小計	663	15.4%	261	402	
身体障害	視覚障害	85	2.0%	14	71
	聴覚・平衡機能の障害	86	2.0%	41	45
	音声・言語・そしゃく機能の障害	8	0.2%	3	5
	肢体不自由	325	7.5%	140	185
	その他の身体障害	159	3.7%	63	96
合 計	4,318	100.0%	1,847	2,471	

都道府県における配偶者暴力防止法基本計画の策定状況について

平成18年5月1日現在

	策定日
01 北海道	平成18年3月27日
02 青森県	平成17年12月27日
03 岩手県	平成17年9月27日
04 宮城県	平成18年3月22日
05 秋田県	平成18年3月16日
06 山形県	平成18年3月
07 福島県	平成18年3月
08 茨城県	平成18年3月31日
09 栃木県	平成17年11月28日
10 群馬県	平成18年3月16日
11 埼玉県	平成18年2月10日
12 千葉県	平成18年3月31日
13 東京都	平成18年3月14日
14 神奈川県	平成18年3月30日
15 新潟県	平成18年3月
16 富山県	平成18年3月
17 石川県	平成17年10月21日
18 福井県	平成18年3月17日
19 山梨県	平成17年12月16日
20 長野県	検討中(平成18年5～6月頃策定予定)
21 岐阜県	平成18年3月24日
22 静岡県	平成18年3月31日
23 愛知県	平成17年12月21日
24 三重県	平成18年3月30日
25 滋賀県	検討中(平成18年10月頃策定予定)
26 京都府	平成18年3月28日
27 大阪府	平成17年11月25日
28 兵庫県	平成18年4月1日
29 奈良県	平成18年3月
30 和歌山県	平成18年3月16日
31 鳥取県	平成16年12月2日
32 島根県	平成17年7月8日
33 岡山県	平成17年3月29日
34 広島県	検討中(平成18年5～6月頃策定予定)
35 山口県	平成18年1月4日
36 徳島県	平成17年12月26日
37 香川県	平成18年3月29日
38 愛媛県	平成18年2月23日
39 高知県	検討中(平成19年2月頃策定予定)
40 福岡県	平成18年3月31日
41 佐賀県	平成18年3月27日
42 長崎県	平成18年3月22日
43 熊本県	平成17年12月27日
44 大分県	平成17年12月28日
45 宮崎県	平成18年3月27日
46 鹿児島県	平成18年3月17日
47 沖縄県	平成18年3月29日

民間シェルター把握状況

(各年11月1日現在)

平成15年は、平成16年3月30日現在の情報である。

都道府県	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
01 北海道	5	6	7	7	8
02 青森県		1	1	1	1
03 岩手県			1	1	2
04 宮城県	1	1	1	1	1
05 秋田県					
06 山形県					
07 福島県					
08 茨城県			1	1	1
09 栃木県	1	1	1	2	2
10 群馬県			1	2	2
11 埼玉県	1	2	2	2	3
12 千葉県		1	4	4	5
13 東京都	6	8	8	6	6
14 神奈川県	6	7	9	10	10
15 新潟県	1	3	3	3	3
16 富山県					
17 石川県			1	1	1
18 福井県					
19 山梨県					
20 長野県					
21 岐阜県					
22 静岡県		2	5	5	5
23 愛知県	2	3	3	3	3
24 三重県					
25 滋賀県			1	1	1
26 京都府		1	3	3	4
27 大阪府	2	3	5	5	5
28 兵庫県	2	2	2	2	3
29 奈良県					
30 和歌山県					
31 鳥取県	2	2	2	2	2
32 島根県			1	1	1
33 岡山県					1
34 広島県		2	3	4	4
35 山口県		1	1	1	1
36 徳島県					
37 香川県					
38 愛媛県					
39 高知県	1	1	1	1	1
40 福岡県	3	4	4	4	4
41 佐賀県					
42 長崎県			1	1	1
43 熊本県	2	3	3	3	4
44 大分県					
45 宮崎県			1	1	1
46 鹿児島県		1	1	1	1
47 沖縄県				2	6
計	35	55	77	81	93

都道府県	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
NPO法人	7	14	26	33	40
社会福祉法人	2	4	5	5	6
財団法人	1	1	1	1	1
宗教法人	1	0	0	2	5
法人格無	24	36	45	40	41
計	35	55	77	81	93

都道府県別の民間シェルター施設数及び地方公共団体から民間シェルターに対する財政的援助額について

(平成17年11月1日現在)

都道府県	民間シェルター施設数	財政的援助額(円)
01 北海道	8	9,187,000
02 青森県	1	500,000
03 岩手県	2	
04 宮城県	1	1,500,000
05 秋田県		
06 山形県		
07 福島県		
08 茨城県	1	368,000
09 栃木県	2	1,200,000
10 群馬県	2	650,000
11 埼玉県	3	4,330,000
12 千葉県	5	3,842,000
13 東京都	6	15,350,000
14 神奈川県	10	47,225,000
15 新潟県	3	980,000
16 富山県		
17 石川県	1	
18 福井県		
19 山梨県		
20 長野県		
21 岐阜県		
22 静岡県	5	3,000,000
23 愛知県	3	1,220,000
24 三重県		
25 滋賀県	1	1,130,000
26 京都府	4	900,000
27 大阪府	5	600,000
28 兵庫県	3	1,200,000
29 奈良県		
30 和歌山県		
31 鳥取県	2	10,981,420
32 島根県	1	500,000
33 岡山県	1	1,000,000
34 広島県	4	2,000,000
35 山口県	1	52,000
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県		
39 高知県	1	
40 福岡県	4	2,070,000
41 佐賀県		
42 長崎県	1	
43 熊本県	4	920,000
44 大分県		
45 宮崎県	1	450,000
46 鹿児島県	1	
47 沖縄県	6	
計	93	111,155,420

注1) 民間シェルター施設数は、平成17年11月1日現在、都道府県、政令指定都市が把握している民間シェルターについて、内閣府で調査の上取りまとめたものである。

注2) 財政的援助額は、平成17年度に都道府県及び市町村が実施した民間シェルター等に対する財政的援助の額(見込額)であり、婦人相談所からの一時保護委託費(毎年度約2億7,000万円)を除く。

配偶者暴力防止法改正(平成 16 年)後の主な取組

内閣府

1 地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター等に対する支援

研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引(改訂版)」を作成し、都道府県・政令指定都市の担当部局や関係機関に配布(平成 17 年 4 月)。

地方公共団体の相談担当者等を対象とする「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」を開催(年 5 回)(平成 17 年度以降)。

配偶者暴力相談支援センター等に対する「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣」を実施(平成 17 年度以降)。

外国人・視覚障害者向けのパンフレット(7カ国語、点字)の作成・配布(平成 17 年度)。

2 広報啓発

テレビ、ラジオ、有線放送、電光ニュース、モバイル携帯端末広告、政府広報誌、内閣府ホームページなど、様々な媒体を活用し、配偶者暴力防止法の内容、相談窓口等についての広報を実施。

男女共同参画推進本部構成府省庁が主唱し、毎年 11 月 12 日から 25 日にかけて実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、地方公共団体、関係団体等と連携・協力の下、配偶者からの暴力を中心とした女性に対する暴力について、集中的な広報・啓発活動を展開。シンポジウムの開催、ポスター、リーフレットの作成・配布等を実施。

3 調査研究

男女間における暴力に関する調査(平成 17 年度調査)

配偶者からの暴力に関する意識、被害経験、相談状況等について調査し、結果を公表。

配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究

平成 14 年度から調査研究を実施している。平成 16 年度においては、地方公共団体に依頼して加害者更生プログラムの試行を実施、平成 17 年度には、その結果等を踏まえた検討を行い、現在、報告書を取りまとめ中。

4 民間団体に対する援助

上記の「配偶者からの暴力 相談の手引き（改訂版）」の配布、「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」、「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣」等は民間団体も対象に実施。また、配偶者からの暴力の特性、業務に役立つ法律及び制度、相談機関に関する情報等をホームページを通じて提供。

（参考）

地方公共団体の中には、いわゆる民間シェルターに対し、財政的援助を行っているところがある。平成 13 年度から、地方公共団体による民間シェルターに対する財政的援助は、地方交付税における特別の財政需要として、各年度末(3 月)の特別交付税の算定基準に盛り込まれている(措置率 0.5)。

「配偶者からの暴力被害者支援セミナー」について

1 目的

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のためには、地方公共団体が適切に相談業務を遂行することが必要不可欠であり、特に、改正配偶者暴力防止法により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が可能になったことなどから、地方公共団体の行う相談業務に対するサポートの充実が急務である。

このため、全国の地方公共団体の相談担当者等を対象としたセミナーを行い、相談事案の手続き等が円滑かつ迅速に対応できるようにするとともに、相談業務の質の向上を図ることを目的として実施するものである。

2 事業の概要

(1) 基礎セミナー（3回）

全国の地方公共団体の経験の浅い相談担当者を中心に、相談事例や相談の際の留意事項など基本的事項を中心とした研修を行う。

(2) 応用セミナー（1回）

相当程度経験のある相談担当者に対し、さまざまな事象への的確な対応や配慮事項についての専門的・実践的な研修を行う。

(3) 管理者セミナー（1回）

全国の支援センター、女性関連施設の相談事業を管理統括する立場の者を対象として、管理者として必要な知識・技術の向上等を図るための研修を行う。

3 平成17年度実施結果

(1) 基礎セミナー（131人参加）

平成17年11月14日～11月15日	福岡市男女共同参画推進センター
平成17年12月15日～12月16日	愛知県女性総合センター
平成18年1月12日～1月13日	福島県男女共生センター

(2) 応用セミナー（72人参加）

平成18年1月27日～1月28日	国立女性教育会館
------------------	----------

(3) 管理者セミナー（42人参加）

平成18年2月23日～2月24日	国立女性教育会館
------------------	----------

本事業は、平成17年度から開始した。18年度も、基礎セミナー3回、応用セミナー及び管理職セミナーを各1回実施予定である。

「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣」について

1 目的

配偶者からの暴力の被害者に対する相談業務を行っている配偶者暴力相談支援センター等に対し、専門的な知識や経験を有する者を「配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）」として派遣し、相談業務の充実を支援することを目的とする。

2 事業の内容

アドバイザーは、地域の現状を踏まえ、配偶者暴力相談支援センター等の相談員等に対し、効果的な助言、指導を行う。アドバイザーによる助言、指導の方法は、1団体に1アドバイザーを派遣する方法（スーパービジョン）や、複数の団体が参加する会合に1アドバイザーを派遣する方法（ケース検討会の助言者）等とする。

3 派遣対象施設等

アドバイザーの派遣対象は、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター／女性センター、民間団体等とする。なお、今後、被害者支援を行うことを予定している相談機関も含む。

4 平成17年度実施結果

全国90団体にアドバイザーを派遣し、延べ1,640人が助言等を受けた。

派遣先

支援センター	31団体
女性センター	14団体
市区町村	21団体
民間団体	24団体

実施形態

スーパービジョン	56団体
ケース検討	34団体

アドバイザーの種別

弁護士	20人
精神科医	10人
心理カウンセラー	17人
ソーシャルワーカー	5人
民間シェルタースタッフ	10人
その他(研究者等)	28人

本事業は、平成17年度から開始した。18年度は、120団体に派遣予定である。

平成 18 年度「地域における女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究」 の実施概要について

1 趣旨

女性に対する暴力の根絶のためには、加害者の厳正な処罰及び被害者の保護だけでは十分ではなく、暴力の発生を未然に防ぐための国民一般に対する働きかけが不可欠である。女性に対する暴力のうち、配偶者等からの暴力を未然に防ぐためには、暴力的でない付き合い方や男女の対等なパートナーシップについて学ぶことが重要である。

このため、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、特に若年層を対象とした予防啓発プログラムの作成が必要である。

予防啓発プログラムについては、具体的かつ効果的なプログラムとすることから、地方公共団体に調査研究を委嘱し、各地域の実情に合わせた予防啓発プログラムを試行し、効果的な予防啓発プログラムの在り方等について、実践的な調査研究を行い、その成果の普及を図る。

2 実施方法

本調査研究は、都道府県・政令指定都市に対し、事業を委嘱するものとし、平成 18 年度においては、概ね 3 都道府県・政令指定都市で実施する。

3 調査研究の内容

調査研究の内容としては、以下のものが考えられる。

- (1) 予防啓発プログラムを作成する上で必要となる基礎的事項についての調査研究（事例収集や若年層を対象とした意識調査など）
- (2) 若年層を対象とした講座やワークショップ等を企画・実施し、その効果についての調査研究
- (3) 啓発ブックレットや啓発ビデオ等を作成・配布し、その効果についての調査研究
- (4) その他の予防啓発事業

4 今後のスケジュール

平成 18 年度及び 19 年度に調査研究を行い、平成 19 年度内に報告書を取りまとめる予定。

